共同研究

大谷文書の比較研究

——旅順博物館蔵トルファン出土文書を中心に——

都築晶子

佐藤智水　北村高　渡邊久　市川良文　小田義久　橘堂晃一　猪飼祥夫　李済滄　池田将則　倉本尚徳

一、はじめに
二、大谷文書の占卜文書断片（稿）
三、吐魯番における仏教信仰について——高昌国と西州の場合を中心に——
四、『旅順博物館蔵トルファン出土文書仏典断片選影』補遺

一、はじめに

周知のように、大谷探検隊将来トルファン文書は、戦前から日本国内、中国、韓国などの各地に分散した。大谷光瑞師は、とくに旅順に仏典写本を集約したと伝えられ、現在の旅順博物館には仏典写本断片だけでも二六〇〇〇点余りが所蔵されているという。近年になって、旅順博物館と龍谷大学との共同作業により、この旅順博物館蔵トルファン文書の一部の図版が公開され、研究論文集も刊行されるようになった。

(1)『旅順博物館蔵新疆出土文物研究文集』(龍谷大学仏教文化研究所・西域研究会、一九九三年)
王珍仁・劉広堂「新疆出土「孔目司」公牘の分析―併せて大谷探検隊と旅順博物館の西域文物について論ず―」(「孔目司牒」の図版と移録を掲載)。
王珍仁・劉広堂・孫慧珍「旅順博物館蔵新疆出土の古文書(一)」(官庁文書、仏教関係文書、性質不明文書など三三点の図版と移録を掲載)。

(2)旅順博物館・龍谷大学共編『旅順博物館蔵トルファン出土漢文仏典断片選影』(法蔵館、二〇〇六年、以下『選影』と略記)
仏典写本断片から一四二九点の断片を精選して同定し、図版を掲載する。一一点の道教経典写本断片も含まれており、大谷文書と綴合する仏典写本断片三点、道教経典写本断片一点も呈示されている。

(3)旅順博物館・龍谷大学共編『旅順博物館蔵トルファン出土漢文仏典研究論文集』(龍谷大学仏教文化研究所・西域研究会、二〇〇六年)
上記(2)に所収された仏典の研究。

(4)郭富純・王振芬『旅順博物館蔵西域文書研究』(万巻出版公司、二〇〇七年、以下『西域文書研究』と略記)
上記(1)のものと一部重複するが、六〇点余の官庁文書、四点の道教関係文書(占卜文書)の図版と移録を掲載。

(5)旅順博物館・龍谷大学共編『旅順博物館所蔵新疆出土漢文浄土教写本集成』(龍谷大学西域文化研究会、二〇一〇年)
上記(2)の中の浄土教経典の同定。

本共同研究は、このような趨勢をうけて、大谷文書と旅順博物館蔵トルファン文書の漢語資料を比較検討し、以下のような諸点を明らかにして、基礎的な整理を進めることを目的としてきた。(1)綴合する文書、同一文書の剝離断片の確認、(2)相互に関連する文書、たとえば官庁文書であれば、一連のものとして作成された文書の確認、(3)墓の副葬品の復元。大谷文書はもともと墓の副葬品の制作に利用された反故紙であるが、明らかに副葬品とみられる形状をした文書断片があり、旅順博物館蔵トルファン文書との照合によって、「もの」としての副葬品の全体像の復元を試みる。

とはいえ、旅順博物館蔵トルファン文書は上記(1)(2)(4)の三点の刊行物に掲載されたもの以外は、依然として未公開である。このため、本研究の対象として取り上げることができた旅順博物館蔵トルファン文書は、上記刊行物に掲載された一五五〇点余りに限られることになった。

とはいえ、近い将来、膨大な点数の仏典写本断片の公開が予想される。二〇〇六～二〇〇八年度・指定研究「大谷文書中の漢語資料の研究―『大谷文書集成』Ⅳにむけて―」の成果として編纂した『大谷文書集成目録』(法蔵館、二〇一〇年)において大谷文書の仏典写本断片の再同定を行ったが、西域文化研究会の協力を得て『選影』の仏典写本の同定を表示する記号(大正蔵の巻数、経典番号、頁数、段数、行数の記号化)をそのまま用いることにした。それと併行して、本共同研究では、大谷文書の仏典写本断片を記号化したリストを作成し、それによって、少なくとも仏典写本断片については大谷文書と旅順博物館蔵トルファン文書のパソコン上での比較照合が容易になり、仏典写本断片の綴合関係などを新たに明らかにすることができた。近い将来、旅順博物館蔵トルファン文書の仏典写本断片がさらに公開されたときにもこのリストは大きな力となろう。仏典以外の文書の比較検討、副葬品の復元については、なお確定のための材料が不足しており、今後を期したい。

なお、この間、上記の旅順博物館・龍谷大学共編『旅順博物館蔵新疆出土文物研究文集』、『旅順博物館蔵トルファン出土漢文仏典研究論文集』以外にも、主に国内の研究者によって大谷文書と旅順博物館蔵トルファン文書との比較研究が相継いで発表された。これらの研究の対象は、すでに公開された旅順博物館蔵トルファン文書のなかでも点数がきわめて少ない官庁文書、唐律疏などに限定されており、数量のはるかに多い仏典写本断片については、なお多くの課題が残されているといってよい(後掲〔関連論文〕参照)。

さて、ここに掲載する三論文は、いずれもこの二年間にわたる共同研究の成果の一端を示すものである。都築晶子「大谷文書の占卜文書断片(稿)」は、大谷文書の占卜文書に旅順博物館蔵トルファン文書の四点の占卜文書を加えて、占卜法による分類を試みたものである。また拙稿

「大谷文書の道経写本断片」（『仏教文化研究所紀要』四四、二〇〇四年）の補遺として、その後、新たに確認できた大谷文書の道教経典写本断片および『選影』で公開された一一点の道教経典写本断片を同定し、移録を付した。小田義久「吐魯番における仏教信仰について―高昌国と西州の場合を中心に―」は、トルファン文書の功徳疏、供養疏を取り上げたものである。とくに大谷文書と旅順博物館蔵トルファン文書との綴合が確認されたことによって写経供養の人物が明らかになり、北朝末から唐代にかけての高昌国の王族の生き方が示されている。橘堂晃一「『旅順博物館蔵トルファン出土漢文仏典断片選影』補遺」は、『選影』以後に判明した大谷文書と旅順博物館蔵トルファン文書との綴合例などを目録として呈示したもの。本共同研究によって試みた大谷文書の仏典写本断片の記号化とリスト作成の成果でもある。

旅順博物館蔵トルファン文書の漢語資料については、仏典写本とされる文書断片のなかにもなお、官庁文書、唐律疏、道教経典写本、占卜文書などの断片が含まれていると思われる。今後の公開を期して、ひとまずこの共同研究を終えたい。

〔関連論文〕

①片山章雄・王振芬・孫慧珍「旅順博物館所蔵文書と大谷文書その他の綴合」（平成一八～二〇年度科学研究費補助金・基盤研究C・研究成果報告書・研究課題番号18520550『敦煌・トルファン漢語文献の特性に関する研究』、研究代表者・土肥義和、二〇〇九年）。

②岡野誠「新たに紹介された吐魯番・敦煌本『唐律』『律疏』断片―旅順博物館及び中国国家図書館所蔵資料を中心に―」（土肥良和編『敦煌・吐魯番出土漢文文書の新研究』東洋文庫、二〇〇九年、所収）。

③片山章雄「大谷文書・旅順博物館文書中の吐魯番出土霊芝雲型文書の一例」（①の研究成果報告書、所収）。

二、大谷文書の占卜文書断片（稿）

都築晶子

はじめに

大谷文書の中には、占卜に関わる約八〇点の文書断片が含まれている。いわゆる「占い」の方法を記した書籍の総称は、時代によって変化してきた。黄正建氏は、唐代の顔師古が「占卜之書」と呼んでいることから、唐代の写本が大半を占める敦煌文書中の占い文書を指して「占卜文書」と呼んでいる。[1] ここでも、それに従って「占卜文書」と表現する。

唐代以前の占卜に関わる書籍は、ほとんど散佚した。たとえば、唐代で編纂された『隋書』経籍志には、占卜に関わる書籍として「天文」九七部、「暦数」一〇〇部、「五行」二七二部の書名が掲げられているが、その大半が現存していない。その意味では、敦煌文書、トルファン文書の占卜文書は、唐代で通行していた占卜関係書の内容あるいは占卜の方法を知る上で貴重な手がかりになる。しかし、トルファン文書よりはるかに点数の多い敦煌文書であっても、ほとんどが断片であり、題記も僅かしか残っておらず、まとまったものとしては一部に題記の残る「相書」「夢書」「宅経」など、きわめて限られている。[2] あるいは、民間で通行した占卜関係書は体系的に叙述されたものではなく、どちらかといえば、さまざまな種類の占卜法を寄せ集めた、後代では「通書」、近年の研究では「日用類書」と表現されるような実用書に近いものではなかったろうか。このため、敦煌・トルファン文書の占卜文書については、他の典籍写本のような同定は困難であり、ひとまずは、文書に記された占卜の方法によって分類してみる必要があろう。

ところで、トルファン文書の占卜文書については、管見の限りでは、個々の文書に関する研究はあっても全体をみわたした研究はみあたらない。しかし、敦煌文書の占卜文書については、近年、急速に研究が展開され、その全体を占卜の方法によって分類し、体系化する試みが行われ

ている。黄正建『敦煌占卜文書与唐五代占卜研究』（学苑出版社、二〇〇一年）、マルク・カリノフスキ編『中国中世における占術と社会』(Marc Kalinowski ed. "Divination et société dans la Chine médiévale", Bibliothèque nationale de France, 2003) である。

黄正建氏は、敦煌文書の占卜文書の実態を基礎に、唐・五代における各種の占卜法の分類、さらに今日でも慣習化されている占卜法の類別を参照して、占卜文書を基本的に一三種に分類し、さらに各種ごとに占卜の方法をより詳しく分けている。この一三種とは、まず唐王朝公認の占卜、つまり太卜令が扱う「易」「五兆」「式」および太史令が扱う「占候」の四種と、その他の「雑占卜」に分け、この「雑占卜」をさらに九種に分類したものである。[3] ここでは、とりあえずこの基本的な分類のみ紹介しておく。

(1)卜法―唐・太宗のときに公認された易占、五兆。
(2)卜法―雑占（右以外の易占、筮竹ではなく銭などのさまざまな道具を使用した）。
(3)式法―式盤という道具を用いる占卜法、唐代で流行したという。
(4)占候―日月星辰の変化、風雲の気色の異常（風角、占雲気など）を見て占う方法。
(5)相書―人相占い。
(6)夢書―夢占い。
(7)宅経―家宅の方位や地相を占う。
(8)葬書―墓地の方位や地相を占う（宅経・葬書は後代の「風水」）。
(9)時日宜忌―後代の「選擇」「擇吉」「擇日」。各種の方法を用いて時日の吉凶を選択する。
(10)禄命―生年月日によって貧富・貴賤・寿命などを推算する。七曜九宮、星座宮宿、干支・五行・八卦などを用いる。
(11)事項占―一定の事項（病気、婚嫁、死喪、走失、逆刺占）について各種の異なる方法を用いて占う。
(12)雑占―身体の異常、鳥の鳴き声、怪異などの占い。
(13)その他―紙数の多い文書で一つの分類に帰すことができないもの。

これに対して、マルク・カリノフスキ氏の分類は、ほぼ『隋書』経籍志にみえる「天文」「暦数」「五行」の書籍の分類に沿ったものである。(4)

(1)天文気象占―日月星辰の変化や気象の異常による占い。ただし、経籍志の「五行」にみえる「風角」「望気」「雲気」などはここに分類されている。
(2)暦―いわゆる具注暦。
(3)撰日―各種の方法によって日時の吉凶を占う。経籍志の「五行」にみえる「式法」「禄命」などもここに分類している。
(4)易占
(5)夢占
(6)符
(7)雑占
(8)病占
(9)人相占
(10)地相占―家宅・墓地の方位や地相を占う。

『隋書』経籍志の「天文」が天文気象占、「暦数」が暦と撰日、「五行」が易占、夢占、雑占、病占、人相占、地相占であるが、上述したように「五行」の一部は「天文」の天文気象占、「暦数」の撰日などに分類されている。

カリノフスキ、黄正建両氏の占卜の方法の分類を比較してみると次のようになる。

カリノフスキ	黄正建
(1)天文気象占	(4)占候
(2)暦	ナシ

(3)擇日	(9)時日宜忌
(4)易占	(1)(2)卜法
(5)夢占	(6)夢書
(6)符	ナシ
(7)雑占	(12)雑占
(8)占病	(11)事項占（占病）
(9)人相占	(5)相書
(10)地相占	(7)宅経、(8)葬書
ナシ	(3)式法、(10)禄命、(11)事項占、(13)その他

このようにみてくるならば、両氏の分類は分類名が伝統的なものか、一般的なものかの違いはあるが、分類そのものには大きな差違はない。ただし、黄正建氏は、「暦（具注暦）」を科学技術史の分野に関わるものとして占卜文書と区別し、「式法」「禄命」を唐代に流行したものとして別に分類し、さらに「事項占」に病占の他にも婚嫁占、死喪占、走失占、逆刺占を分類している。これに対してカリノフスキ氏は、「暦」「符」「病占」を別に分類し、「式法」「禄命」、また「事項占」の病占を除いた婚嫁、死喪、走失、逆刺占などは占卜の方法によって「擇日」「雑占」などに分類している。

さて、本稿の主題である大谷文書中の占卜文書については、小笠原宣秀氏が宗教生活に関わるものとして数点を紹介しているが[5]、多くが未整理のままである。そもそも、大谷文書は極小断片が大半であり、そこから占卜の方法を類推し、分類するのはきわめて困難である。このため、本稿では敦煌文書の占卜文書と比較しながら、占卜の方法による分類を試みる。分類はとりあえずカリノフスキ氏に従い、天文気象占、暦、擇日、易占、夢占、符、雑占、病占、人相占、地相占（ただし、大谷文書には夢占、人相占は確認できない）に分けることとする。たとえば、大谷文書には数点の符図があるが、図の一部が残るのみで、どのような「符」かは判然とせず、ひとまず「符」として別に分類すべきであろう。またたとえば、大谷文書の小断片からは、占卜法を寄せ集めた文書の断片か、まとまった宅経、葬書の断片か判断ができず、黄正建氏の分類名「宅経」「葬書」に従うと、誤解が生ずる恐れがある。このような大谷文書の性格から、どちらかといえば一般的な名称を用いて大まかに分けて

いるカリノフスキ氏の分類が簡便であろう。ただし、黄正建氏の分類には中国に伝統的な占卜の術語が用いられており、適宜、その分類名も併用することとする。

ところで、改めて説明するまでもなく、大谷探検隊将来トルファン文書と文物は、さまざまな経緯から、現在では中国・旅順博物館、大韓民国・中央国立博物館、龍谷大学大宮図書館に分かれて収蔵されている。近年、旅順博物館蔵トルファン文書が公開されるようになり、郭富純・王振芬『旅順博物館蔵西域文書研究』（万巻出版公司、二〇〇七年）には占卜文書四点（同書では「道教関係文書」とする）の移録と図版が掲載されている。本稿では、この占卜文書四点についても取り上げる。

さらに、末尾に拙稿「大谷文書の道経写本断片」（『仏教文化研究所紀要』四四、二〇〇六年）の補遺として、新たに確認できた大谷文書の道教経典写本断片の同定と移録を付した。旅順博物館蔵トルファン文書についても、漢文の仏典写本断片一四二九点（道教経典写本断片一一点を含む）の同定と図版を掲載した旅順博物館・龍谷大学編『旅順博物館蔵トルファン出土漢文仏典断片選影』（法蔵館、二〇〇六年）が刊行され、道教経典写本断片についても同定が行われ、大谷文書との綴合が指摘されている。この旅順博物館蔵トルファン文書の道教経典写本断片についても、改めて同定し、録文を付して再録するものとする。

なお、大谷文書の占卜文書については、繰り返し述べてきたように小断片が大半で、分類の手がかりとなるような術語も確認できない場合が多く、本稿の分類も暫定的なものとなっている。ひとまず「稿」として、後考に期したい。旅順博物館蔵トルファン文書は、漢文の仏典写本断片だけでも二六〇〇〇点に及ぶという。近い将来、公開が進めば、新たに占卜文書、道教経典写本断片も確認でき、占卜法についてもまた多少の手がかりを得られるであろう。これらについては、今後を待ちたい。

註

（1）黄正建「敦煌占卜文書研究的回顧与展望」（『敦煌吐魯番研究』七、二〇〇四年）。『漢書』巻三〇・芸文志に「至成帝時、以書頗散亡、使謁者陳農求遺書於天下。詔光祿大夫劉向校経伝諸子詩賦、歩兵校尉任宏校兵書、太史令尹咸校数術、侍医李柱国校方技」とあり、顔師古はこの「数術」に「占卜之書」と注を付けている。

（2）マルク・カリノフスキ編『中国中世における占術と社会』（フランス国立図書館、二〇〇三年）一九頁参照。

（3）『旧唐書』巻二　太宗紀上「（武徳九年壬子）其龜・易・五兆之外、諸雑占卜、亦皆停断」。同上巻四四　職官志三・太常寺・太卜署「太卜令掌卜筮之

法、丞為之弐（其法有四。一亀、二五兆、三易、四式）。皆弁其象数、通其消息、所以定吉凶焉」。同上巻四三　職官志二・秘書省・司天台（旧太史局）「太史令掌観察天文、稽定暦数。凡日月星辰之変、風雲気色之異、率其属而占候之」。

（4）原文は、(1)Uranomancie 天文気象占　(2)Calendriers　(3)Hémérologie　(4)Cléromancie　(5)Oniromancie　(6)Talismans　(7)Auguromancie　(8)Iatromancie　(9)Physiognomonie　(10)Topomancie. (1)は原文に「天文気象占」と表記する。(3)の "Hémérologie" は、暦法・編暦という意味で、Calendriers と区別が難しく、日選びという概念はみいだせない。カリノフスキ氏は、中国では「擇日」「擇吉」「選擇」という言葉でもっともよく表現されると注記しており（同書 p. 213）、とりあえず「擇日」と訳した。なお「擇日」については、旧字体による表記が定着しているため、旧字体を用いる。

（5）「吐魯番出土の道教関係史料数種」（『福井博士還暦記念東洋思想論集』一九六〇年）、「西域出土の厭勝祈願文について」（『日本印度仏教学研究』五―二、一九五七年）、「龍谷大学所蔵大谷探検隊将来吐魯番出土古文書素描」（『西域文化研究第二　敦煌吐魯番社会経済資料（上）』法蔵館、一九五九年）、「吐魯番出土の宗教生活文書」（『西域文化研究第三　敦煌吐魯番社会経済資料（下）』法蔵館、一九六〇年）。

凡例

一、題記は、文書に示される占卜の方法による分類名である。占卜の方法は、基本的には「天文気象占」、「暦」、「擇日」、「易占」、「符」、「雑占」、「病占」、「地相占」に分類した。題記の下に（　）内で示したのは、さらに細かい分類名である（「はじめに」参照）。

二、録文について

・□：未判読文字

・［　］：欠損文字を示す。筆画などが残存していて、類推が可能な文字については、類推の可否とは関わりなく、この記号で示す。

・〔　〕：文書が破損していて文字が欠如している部分を示す。占卜文書は一行の文字数が一定せず、〔　〕内の文字数は原則として不明である。ただし、各行の末尾部分が破損していて文字が残っていない場合は末尾の括弧は閉じない。

三、〔備考〕欄には、文書の特記事項、敦煌文書の占卜文書との関係、参照した先行研究などを掲げた。参考文献は〔参〕で示した。

四、図版は国際敦煌プロジェクトInternational Dunghuan Project(IDP)の画像を用いた。大谷文書は、MS＋0（数字）＋大谷文書の番号で検索できる。

例：大谷一〇三〇→MS01030

五、旅順博物館蔵トルファン文書の番号は、旅順博物館・龍谷大学編『旅順博物館蔵トルファン出土漢文仏典断片選影』（法蔵館、二〇〇六年）に従う。

六、参考文献は次のように略記した。

・小田義久『大谷文書集成』壱～肆（法蔵館、一九八四～二〇一〇年）→集成Ⅰ～Ⅳ

・小笠原宣秀「吐魯番出土の宗教生活文書」（『西域文化研究第三、敦煌吐魯番社会経済資料（下）』法蔵館、一九六〇年）→小笠原『西域』Ⅲ

・香川黙識編『西域考古図譜』上下（国華社、一九一五年）→『図譜』

・マルク・カリノフスキ編『中国中世における占術と社会』(Marc Kalinowski ed. “Divination et société dans la Chine médiévale”, Bibliothèque nationale de France, 2003)→カリノフスキ書
・黄正建『敦煌占卜文書与唐五代占卜研究』(学苑出版社、二〇〇一年)→黄正建書
・旅順博物館・龍谷大学編『旅順博物館蔵トルファン出土漢文仏典断片選影』(法藏館、二〇〇六年)→『選影』
・郭富純・王振芬『旅順博物館蔵西域文書研究』(万巻出版公司、二〇〇七年)→『西域文書研究』
・猪飼祥夫「大谷文書の漢文医書類の概要と整理」(『仏教文化研究所紀要』四六、二〇〇七年)→猪飼論文
・拙稿「大谷文書の道経写本断片」(『仏教文化研究所紀要』四四、二〇〇五年)→都築論文

〔録文〕

一〇二八R　符？　5.8×5.7　集成I p. 6
あるいは朱印か。

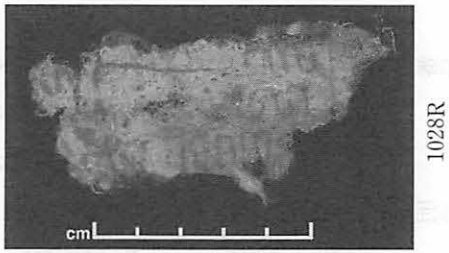

1028R

一〇三〇R　符（護身符）　9.3×10.2　集成I p. 6
朱書。符図の下に「護身」とある。〔参〕小笠原『西域』III p. 260.

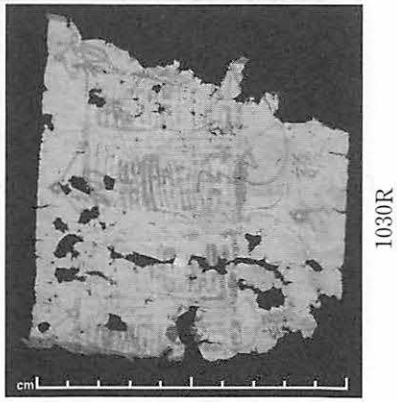

1030R

二八三七　擇日（葬送文書）　27×36　集成Ⅰp.108

則天文字あり（月、日、地、天）。ミイラ附帯文書。一枚文書である。

1　三月十一日景申、発故、吉

2　用丁時　中後　未前

3　先祭祀於左脇、如近後三、鑊発出孔、熨斗

4　成火、着青木香内孔中、辟穢氣、除

5　凶殃、大吉。　発訖、即斂入木、安置放然

6　後哭　壬地着　子西　亥東



壬地安着　乙時即上　卯後辰首

7　十七日壬寅開、出行吉　天道北行塡天、大吉　日午出



2837

〔備考〕葬儀のとき、家から墓地に出行する日時、方角の吉凶（方違え）を占い、また、埋葬するときに穴内の穢気を祓って凶殃を除くために香を焚くようにいう。実際の葬儀のときに行った占卜を記した文書を死者とともに埋葬したものと思われる。P二八三一、二五五〇に「轜車」（ひつぎぐるま）の進むときの方違えについて図がある。また、P二五三四「陰陽書巻十三　葬事」に「啓殯」「発故」「除服」「起土」「斬草」などの埋葬に関わる干支（六十甲子）による擇日をいう。また、P三六四七にも日時の吉凶をいう。〔参〕小笠原宣秀「龍谷大学所蔵大谷探検隊将来吐魯番出土古文書素描」（『西域文化研究第二　敦煌吐魯番社会経済資料（上）』法蔵館、一九五九年）p. 408.

三二一八R　推□陰陽要決法　12.5×9　集成II p. 46-47

大谷三二一九Rと筆蹟同じ、同一文書の離れ。三二一九Rに、「推□陰陽要決法」という題記（章題）あり。

1　〔　　〕〔爲〕小人
2　〔　　〕□□純陽無陰、男〔
3　〔　　〕□求不得、多有咎殃
4　〔　　〕昔者孔子東遊、行見一婦〔
5　〔　　〕前無喪車、後無死人。女〔
6　〔　　〕〔或〕一年而喪、或二年〔而〕〔

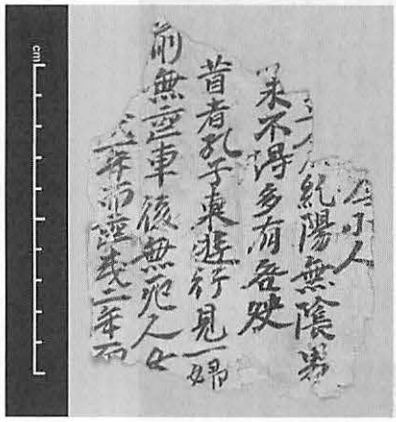

3218R

三二一八V　擇日（占走失）

朱線あり（上部の二重線の枠と下部の円を結ぶ）。





3218V

〔備考〕P四九九六Vに類似した「占走失」（失物の占い）あり。中央に四角の枠で囲んで「失物宮」とあり、四角の枠の周囲に十二支を配し、その周囲にやはり四角の枠で囲んだ失物の十二支で表示した日々の占文が書かれ、さらに中央の四角の枠の十二支と周辺の十二支の日とが線で結ばれている。大谷文書では、上部の二重線で引かれた枠がペリオ文書の中央四角の枠に、円で囲まれた占文がペリオ文書の周囲の四角の枠内に占文に相当する。ペリオ文書の占文も類似している。「戌日者車北行某物／屋人可得邊之去」「寄若取土之／家爲人所賞／得之」「申日亡者東行導／者日中可得夕説／得之」「寅日亡者車行／水中在親家可／方而覺」。

三二一九R　推□陰陽要決法　　13×15.5　集成II p.47

大谷三二一八Rと筆蹟同じ、同一文書の離れ。

1　□〔

2　推□陰陽要決［法］〔
3
4　寅申辰戌子午巳上並是［陽］〔
5　□年　正月　三月　五月　七月　九□〔
6　二月　四月　六月　八月　十月　十□〔
7　□食時　正南　脯時　黄［昏］〔
8　□中　日昳　日入　人定　鶏鳴
9　〔　〕［陽］歳　陽月　陽日　陽［時］〔

三二一九V　擇日（占走失）

三二一八Vと同一文書の離れ。一行目～五行目に朱書の三角形あり（▲で表記）。

□在樹下作
［俄］以作旦進難
得春夏男女
取之

女子取之
□為人數見
雖得近日得
之

此人取蔵在
林木山石冬卅日
得之或過難
得之

青色女［人］
樂好道得者
廉高處［得］
之

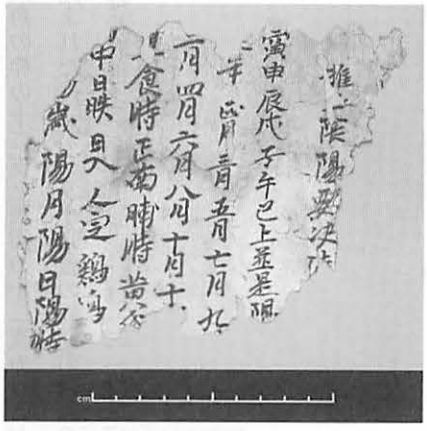

3219R



3219V

1 〔　〕□失不可得▲癸亥日失、男取近水蔵之〔用〕〔
2 〔　〕□□下蔵▲丙丁失▲壬癸下蔵▲戊己失▲甲〔
3 〔　〕下蔵▲壬□□▲戊己下蔵▲亦可四□下〔
4 〔　〕□難(?)得病□法▲〔
5 〔　　〕▲〔

〔備考〕P四九九六Vの四角で囲った占文に「子日亡東行蔵／樹下作依以土／進難得春夏／男子取之」「此人取蔵在山／林冬卅日得之／亦難得」「女子取之等爲人／數見難得近日／得之」とある。後半の一行～五行は干支（六十甲子）日による擇日（占走失）である。〔参〕小笠原『西域』III p. 261.

三一一〇R　擇日（禄命）　11.5×17.6　集成II p. 48

1 〔　　〕□如亥卯未□〔
2 〔　　〕□得還破以建、又相衝為破。　如申〔
3 〔　〕[以]命、以建前爲向。　如申子辰二月□〔
4 〔　〕辰驛在寅、以八月来背向也。惟須細〔
5 〔　〕〔向〕驛後三辰為背。　如申子辰驛在□〔

6	〔　〕太歲	子	丑	寅	卯	辰	巳	〔
7	〔　〕歲星木	卯	寅	丑	子	亥	戌	〔
8	〔　〕灾或火	戌	酉	申	未	午	巳	〔
9	〔　〕太白金	丑	子	亥	戌	酉	申	〔
10	〔　〕鎮星水	申	未	午	巳	□	[卯]	〔
11	〔　〕鎮星土	亥	戌	酉	申	〔		

12 〔　〕凡人行年見木〔憂〕〔



3220R

〔備考〕一～五行目は、「建除（建、除、満、平、定、執、破、危、成、収、開、閉）」と「十二支」、六行目以降は、歳星（木星）、熒惑（火星）、太白（金星）、鎮星（土星）、辰星（水星）の「五星」、「五行」、「十二支」の組み合わせ。「行年」（年齢）による吉凶を判断したものか。〔参〕小笠原『西域』III p. 261. なお、紙背は「婦人懐妊廻女變成男」と題する呪術な医方業。猪飼論文 pp. 73-74 参照。

三二七二R　擇日　14.7×11.5　集成II p. 62

「唐代西州籍」の行間に書かれている。紙背と一連の文書。ただし筆蹟はやや異なっているようであり、あるいは別筆か。この擇日法は大谷三七六九Rにもみえる。

1　癸酉鶏□〔
2　庚戌狗□□　景龍□〔年〕
3　〔辛(?)〕亥猪金命　景雲二□〔



3272R

〔備考〕「狗」「猪」は異体字で記されている。干支、十二支の動物・鳥名、五行を示し、その干支が具体的にどの年に相当するかを示している。一般の暦とは逆であり、占トに用いられたのであろう。年号はいずれも唐代のもの、「景龍」は中宗の、「景雲」は睿宗の年号である。景龍年間の庚戌は景龍四年（七一〇）のみ。ただし、景龍四年は中宗の死去にともなって六月に「唐隆」に、七月に「景雲」に改元された。景雲二年は辛亥となる。〔参〕小笠原『西域』III p. 260.

三二七二V　擇日

紙表と一連の文書。

1　［戊?］［子?］□〔
2　己丑牛火命〔
3　庚寅大虎木命　〔
4　辛卯兎木［命］　天寶□〔
5　壬辰龍水命　　天寶〔

〔備考〕唐・玄宗の天寶十年（七五一）辛卯、天寶十一年（七五二）壬辰。

三二七三R　擇日　　15.2×9.2　集成II pp. 62-63

判読不能の部分多し。数紙貼合。

1　甲寅□罡中［衆?］□〔　〕之□□□
2　□□□姓［常］□〔　〕妙相貴
3　〔　〕□福［衆?］〔
4　〔　〕［生］塊方□〔　〕生［万?］［動?］〔
5　〔　〕妙坐□〔　〕歸衆〔
6　〔　〕風純撝仁〔
7　〔　〕火?［丑］［行］火其□〔
8　〔　〕□［爭］［無?］［性?］□〔　〕也

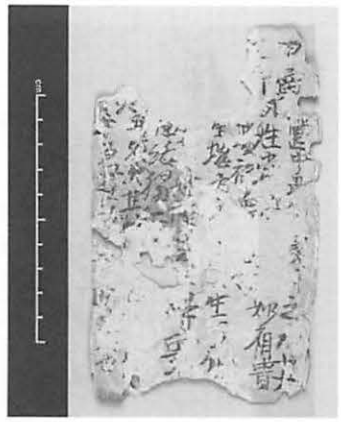

3273R



3272V

三二七三V　擇日

八行目全文および九行目の二文字のみ墨色と筆蹟とが異なる。

8　[六][十]甲子姓相[已]意、已丑年正月十[日]〔
9　〔　〕□葛　□

三二七四R　擇日（禄命）　9.2×15.2　集成II pp. 63-64

罫あり。紙背と筆蹟同じ、同一文書。

1　六十三　廿一　廿九　遊年在〔
2　艮　廿七　卅六　五十三　絶命巽〔
3　[六]十一　六十九　大厄四月〔
4　七十七　八十六　九日
5　十三
6　七　十四　廿二　卅□　遊年〔
7　□　七四　五十四　六十□□〔
8　[震][二]七十　七十八　[八][十]七　□□〔
9　□　大[正][月]〔
10　日　〔
11　□三　卅一　卅九□□　遊[年]〔
12　七十□　害[乾]〔
13　□　天[醫]〔



3273V

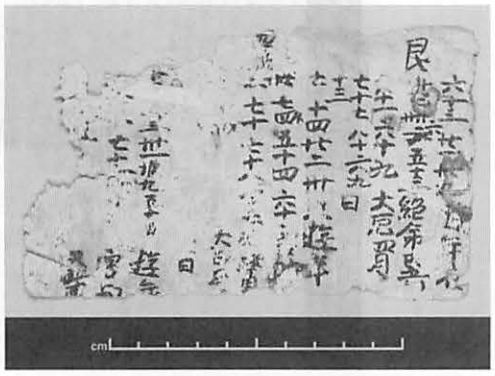

3274R

三二七四V　擇日（禄命）

罫あり。紙表と筆蹟同じ、同一文書。三行目「猪害」の「害」の横に「宍」（肉の俗字）と訂正する。

1　氣乾　禍害坎　絶命震
2　离此年内不宜、若青黒
3　青黒藥及猪害(宍)大□
4　五月　九月忌日　八日　十六日　卅
5　氣兌　禍害巽　絶命离
6　震　忌二月　六月　十月
7　廿九日
8
9　氣巽　禍害［兌］□
10　震　天醫艮〔
11　十四日　廿二日　廿四日〔

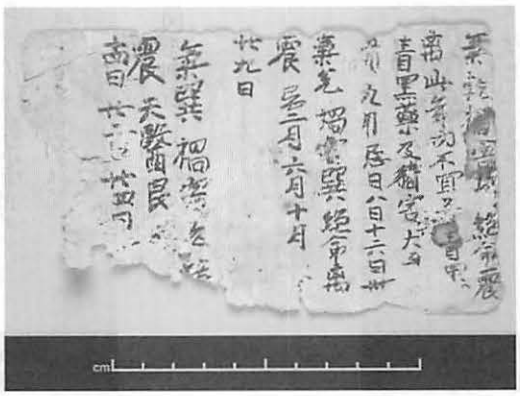

3274V

〔備考〕P二八三〇「推人遊年八卦図」には、八卦の各卦ごとに吉凶の変化（遊年、禍害、絶命、天醫、生気）をいう。「离家火」「生気在震、正東」の項に「□取青衣師看病青藥□宍乾輔大吉」、「遊年在兌」「生気在乾、西北」の項に「宜西北、白頭老父、持猪宍及□師来看病、吉」などとあり、大谷文書の二行目、三行目の文言はこの「推人遊年八卦図」の占卜と何らかの関わりがあろう。黄正建氏は、「游年八卦」は中国伝統の推禄命術であるという（黄正建書 pp. 121-124）。類似した占卜法は、大谷三二八九V、五〇五〇V、五七九〇Vにもみえる。

三二七六R　易占　10×8.5　集成II p. 64

罫あり。紙背と筆蹟同じ、同一文書。二紙貼合。

1　〔　　〕□　析以金居□〔
2　〔　　〕亦吉。兌□[小]妾〔
3　〔　〕□卦、陰在陽中故　緣□〔
4　〔　〕□卦、占人相官禄爵求官、得□〔
5　〔　　〕理求婚、男有二妻、結兌〔

〔備考〕易占の方法は種類が多いが、何らかの形で卦をだして人相、官禄、爵位、求官、婚姻などの吉凶を判断したのであろう。

三二七六V　雑占

紙表と筆蹟同じ。

1　〔　〕□[文?]弟。占[垢?]〔
2　〔　〕占定内吉田蜑呉所。占[求]〔
3　〔　〕占出兵、吉。占攻□〔
4　〔　〕[如]占夢□。　占[振]釜[鳴]□〔
5　〔　〕□□人[凶?]□〔

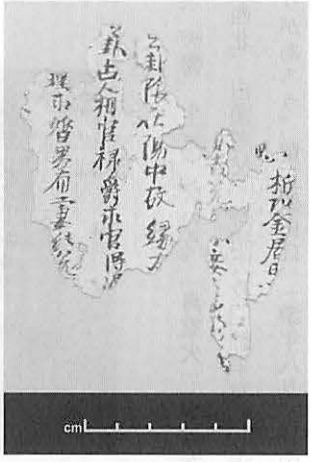

3276R



3276V

〔備考〕紙表は易の術語がみえるが、紙背にはみえず、田蚕、出兵、夢、振釜（釜が振動して異常な音をたてる）などさまざまな事象を占っている。占卜の方法は不明。あるいは易占によるものか。または文書自体がさまざまな占卜を寄せ集めたものか。

三二七七V　擇日（鎮宅法）　8×6.4　集成p.65

大谷五四四七Vと筆蹟同じ、同一文書の離れ。「根」は「艮」であろう（大谷五四四七V参照）。

1　〔　〕根神姓劉〔



3277V

五四四七V　擇日（鎮宅符）

大谷三二七七Vと筆蹟同じ、同一文書の離れ。

1　〔　〕☳符図〔
2　〔　〕家□〔
3　〔　〕坤　符図

〔備考〕大谷三二八九V、五〇五〇V、五七九〇Vと同じ擇日法による鎮宅法・鎮宅符であろう。一行目の符図の上部は「艮」の記号、八卦の記号を含む一種の符か。大谷五七九〇Vにも類似した符図あり、この符図の下部に「离神姓馮」とあることから、大谷三二七七Vの「根神姓劉」の「根」は「艮」であると推測される。紙表の三二七七Rおよび五四四七Rは、同じ筆蹟の仏教関係文書。



5447V

三二八〇R　雑占　9.3×4.8　集成II p.65

罫あり。

1　〔　〕是有[憂]無□〔
2　〔　〕□身吉、居官遷進吏人〔
3　〔　〕[是?][吉]、[家][内]□〔

三二八〇V　雑占?

罫あり。紙表とは筆蹟が異なるか。

1　〔　〕□在土□〔
2　〔　〕追尋可得物、是金□〔
3　〔　〕火焼丘?地處土□〔

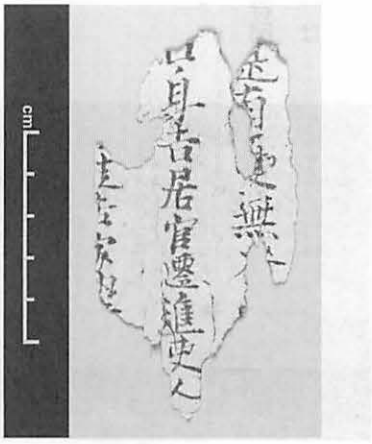

3280R

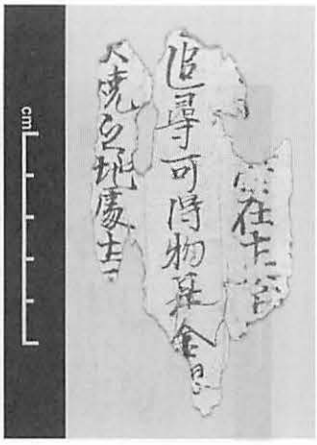

3280V

三二八二R　天文気象占？

紙背と筆蹟類似。一連のものか。

1　〔　〕□□□[宜]〔
2　〔　〕品居班□□□〔
3　〔　〕冬雷反天地□〔
4　〔　〕□齋戒求加備〔
5　〔　〕直　用午時〔
6　〔　〕所作皆[強]〔
7　〔　〕黄□〔

三二八二V　擇日？

1　〔　〕□□〔
2　〔　〕□忌女人[帯]〔
3　〔　〕□宜用戌□〔
4　〔　〕□宜□[功]徳□〔
5　〔　〕[敢?]為精此名〔
6　〔　〕□但知求竈□〔
7　〔　〕□當此[福?]〔

6×9　集成II p. 66

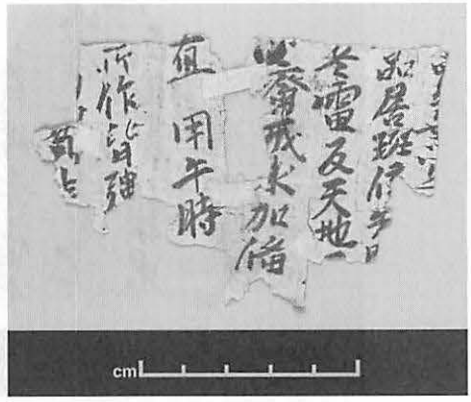

3282R

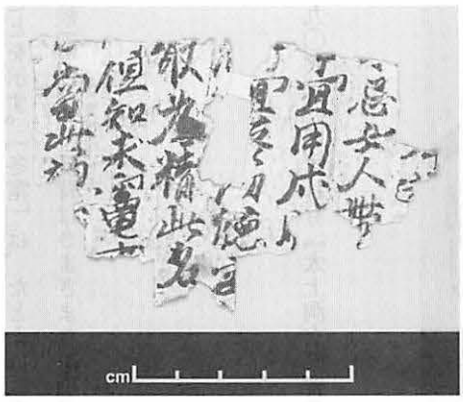

3282V

〔備考〕紙表と紙背とでは占卜の方法が異なる。紙表は「冬雷反天地」とあり、気象に異常があったことを示す。「冬雷」は、たとえば『唐開元占経』巻一〇二「雷」に「冬雷上朔、皆為所當之郷、骸骨盈野。夜雷亦然」とあるように、不吉な兆候であった。紙背はさまざまな事項の吉日の選択か。「通書」のような占卜文書か。

三二八九V　擇日（鎮宅法）　8.7×11.5　集成II p. 69

大谷五〇五〇V、五七九〇Vと筆蹟同じ、同一文書の離れ。紙表の三二八九Rと五〇五〇R、五七九〇Rは、いずれも『太上洞玄靈寶眞文度人本行妙經』（附「補遺」参照）。

1　〔　　〕□□〔
2　〔　〕□苻姓字佰□〔
3　〔　〕〔誰〕有〔人〕〔家〕居宅〔
4　〔　〕〔石〕九十斤鎮鬼〔
5　〔　　〕居宅所遭□〔
6　〔　　〕〔人〕家居宅巳〔



3289V

五〇五〇V　擇日（鎮宅法）　7.4×9.5　集成II p. 107

1　〔　　〕□吉〔
2　〔　〕[宅][光]収未□〔
3　〔　〕平時□兌□〔
4　〔　〕□□苻□日神〔
5　〔　　〕□日書□〔



5050V

五七九〇V　擇日（鎮宅符）　11.0×11.5　集成III p. 196

1　〔　〕
2　〔　〕　☷符図　高郷□〔
3　〔　〕　離神姓馮字〔
4　〔　〕　☲符図　馬昇大王□〔
5　〔　〕　兌神[姓]〔



5790V

〔備考〕大谷三二八九V、五〇五〇V、五七九〇Vについては、P二八三〇「推遊年八卦図」に類似した占術がみえる。八卦神の遊行によって方位が「遊年」、「禍害」、「絶命」、「生気」など吉凶に変化する。

①大谷三二八九V：P二八三〇「推人遊年八卦図」の「離家火」「生気在震、正東」の項に「□取青衣師看病青薬□宍乾輔、大吉（略）以鐵二斤懸在西北角上、離神姓馮家仲□」、「乾家金」「生気在兌、正西」の項に「（略）乾神姓高字伯龍、呼之病□」とあり（後述するように、「離神

姓馮家仲□」の「家」は「字」の誤記)、大谷三二八九Vの「苻姓字佰□」も、八卦神の一であろう。P二八三〇は不祥のときには「鐵二斤を以て西北角上に懸けよ」とあるが、P四六六七「鎮宅法第六」に、「凡居宅不利、多有疾病、但以石九十斤鎮之鬼門」、P三五九四「用石鎮宅法」に、「凡人居宅不利、有疾病・逃亡・耗財、以石九十斤鎮鬼門上、大吉利。艮是也」とあり、石を鬼門上に置く鎮宅法もあった。

②大谷五〇五〇V：判読不能の箇所が多いため、内容は判然としないが、やはり鎮宅法を述べたものであろう。

③大谷五七九〇V：一行目の符図の上部は坤の記号、四行目の符図の上部は离の記号が描かれている。一種の符であろう（大谷五四四七V参照）。四行目符図の下の「离神姓馮字（後闕）」はこの离の記号と対応している。またP二八三〇にも「离神姓馮家仲□」とある。先述したようにこの「家」は「字」の誤記であろう。〔参〕黄正建書 pp. 121-124，カリノフスキ書 p. 254．小笠原『西域』III p. 259.

三二九八R　擇日？　6.5×2　集成II p. 71

罫あり。紙背とは筆蹟が異なるか。

1　〔　〕中得太乙[年]〔
2　〔　〕□□□〔

三二九八V　擇日？

1　〔　〕[壬?]道　歲煞□〔
2　〔　〕[凶][煞]□□〔


3298R


3298V

三五二九R　擇日（婚嫁占）　5×9　集成II p. 118

大谷三六一四Rと筆蹟同じ、同一文書の離れ。五行目「十月」の「月」と三六一四Rの一行目が綴合か。紙背はいずれも文字なし。

1 〔　　〕妨□〔
2 〔　　〕□正月□〔
3 〔　　〕妨父母、五〔月〕〔
4 〔　　〕□八月妨女〔
5 〔　　〕□四月十月〔
6 〔　　〕□□〔

三六一四R　擇日（婚嫁占）　9×8.5　集成II p. 133

1 〔　　〕□〔
2 〔　　〕□三月九月妨□子□〔
3 〔　　〕□行嫁大吉
4 〔　　〕〔月〕妨舅姑、三月□〔
5 〔　　〕□二月妨首子、妨□〔
6 〔　　〕□大吉〔

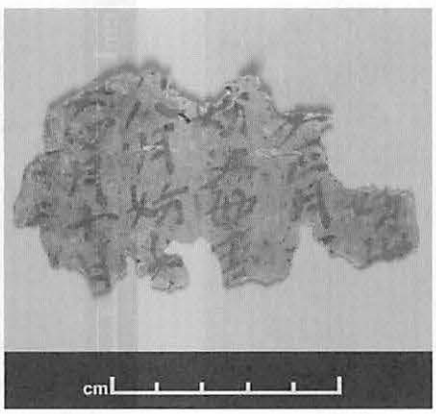

3529R

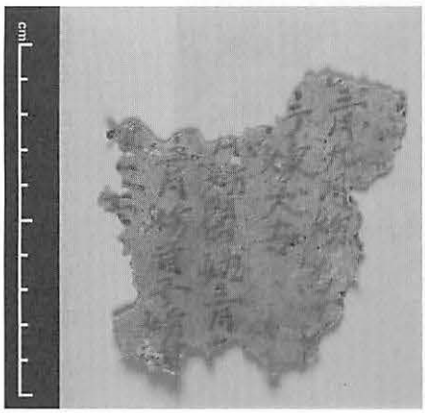

3614R

〔備考〕P二九〇五の黄正建氏が「推嫁娶忌月法」と名づけた表に、横に「妨姑嫜」「妨女父母」「妨女婿」「妨女身」の各項目が、縦にその月が記されている。たとえば、「妨女父母」「三月九月／二月八月／五月十一月／七月正月／六月十二月」とある。月ごとの吉凶は不明。月によって嫁入りする女性の父母、舅姑、子供などその身辺に吉凶が生ずるのだろう（黄正建書 pp. 146-147）。

三七二四R　擇日（禄命）？　5.7×5　集成II p. 143

1　〔　〕[生]女大吉
2　〔　〕戌生女□〔
3　〔　〕□□〔

〔備考〕生年による吉凶か？

三七三五R　雑占？　8×4.3　集成II p. 145

1　〔　　〕婦女死遠
2　〔　〕若神光大門中、憂

〔備考〕異常な現象があったときの占いか？

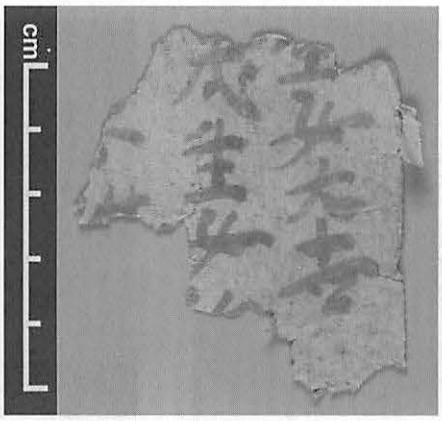
3724R


3735R

三七四二R　不明占卜文書　4×2　集成II p. 146

1　〔　〕□占往〔



3742R

三七四四R　擇日？　3.5×3　集成II p. 146-147

上部界線あり。界線上に墨で二重丸、同じ箇所に朱の圏点あり。罫あり。ただし、二行目は罫線上に記す。

1　◎十一月[忌]〔
2　長於□〔
3　長於□〔



3744R

三七四七R　地相占（相宅）　5×9　集成II p. 147

LM20-1523-13-128（図版：『西域文書研究』p. 191）と綴合。

1 ☷坤
2 申司□□
3 酉□□
4 戌□□
5 ☰乾
6 堂
7 玄明
8 □□

大谷文書＋旅順文書（概念図）

LM20-1523-13-128　大谷3747

3747R

〔備考〕「黄黒道十二神」（〔吉〕青龍・明道・金匱・天徳・玉堂・司明、〔凶〕天刑・朱雀・白虎・天牢・玄武・勾陳）の移動と十二支によって方位の吉凶を見る相宅法があり、P二六一五V、P二九六二Vに類似した図がみえる。カリノフスキ氏は、P二六一五、二九六二を「五姓陰陽等宅図経」と題している（カリノフスキ書 p. 589, p. 591 参照）。旅順文書の「朱」は「午」の誤記か。〔参〕片山章雄・王振芬・孫慧珍「旅順博物館所蔵文書と大谷文書その他の綴合」pp. 6-10（平成一八～二〇年度科学研究費補助金・基盤研究C・研究成果報告書・研究課題番号18520550『敦煌・トルファン漢語文献の特性に関する研究』研究代表者：土肥義和、二〇〇九年）に綴合関係を指摘する。

三七四九R　不明占卜文書

5×7.5　集成II p. 147

1　〔　〕□□[王]〔
2　〔　〕□死男〔
3　〔　〕□生死忌〔
4　〔　〕□[反]□〔

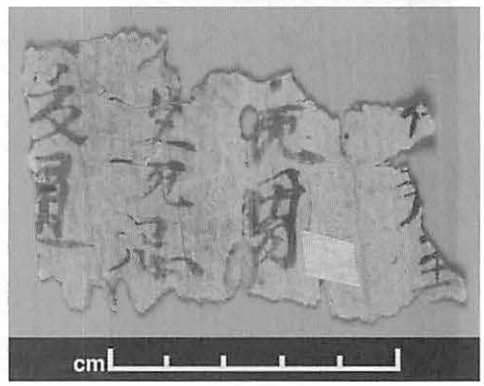

3749R

三七六九R　擇日

17×9.8　集成II p. 151

大谷三二七二R・Vと同じ内容の文書、ただし筆蹟は異なる。紙背に「令」の一字あり。

1　甲午[馬]〔
2　乙未羊金命　　□□[九]〔
3　甲申猴火命　　貞観十[年]〔
4　〔　〕鶏火命　　貞[觀][十][一][年]〔

〔備考〕貞観九年（六三五）乙未、貞観十年（六三六）丙申、貞観十一年（六三七）丁酉。三行「甲申」の「甲」は「丙」の誤記か。



3769R

三八六九R　擇日（神祇出行類）　7.5×4　集成II p. 166

罫あり。

1　〔　　〕南遊辛巳[日]〔
2　〔　　〕□中遊祭□〔
3　〔　〕□日東□〔



3869R

〔備考〕黄正建氏は「時日宜忌」（擇日）をさらに六種に分類し、太歳、土公、年神などの遊行による擇日法を「神祇出行類」と名づけている（黄正建書 pp. 95-98）。たとえば、S八三五〇に「〔　〕□日南遊、□□日到、辛巳日還　庚子日西遊、乙巳日還　壬子〔　〕還　在太歳□下将軍太陰諸煞等神逢子、即遊逢（略）」とあり、この場合は太歳の遊行による日の吉凶である。また、P三六〇二Vには、中央に「土公」が描かれ、四方に「戊辰日西遊、甲寅(?)(?)日還」などと記されている。大谷文書では、いかなる神格が遊行しているか不明だが、同じ占卜法であろう。

三九四三R　不明占卜文書　7.5×5.7　集成II p. 176

罫あり。

1　〔　〕□□□嫁〔
2　〔　〕人懐妊欲生[人]〔
3　〔　〕宅人性語相[連]〔
4　〔　　〕□[患]□〔



3943R

〔備考〕医学文書とも理解できるが、どちらかといえば占卜文書であろう。〔参〕猪飼論文 pp. 89-90.

三九五〇R　易占？

5×6.5　集成II p.177

1　〔　〕□真無□〔
2　〔　〕□乃无邊舉心貴〔
3　〔　〕六　五巽
4　〔　〕　三离
5　〔　〕□厄於徐洫〔

四〇〇二R　雑占

7×6.5　集成II p.185

1　〔　〕吉。占□□〔
2　〔　〕□吉。占葬埋君□〔
3　〔　〕□□正有□巳[用?]□〔

〔備考〕埋葬などさまざまな事柄の吉凶を占っているのであろう。あるいは紙背の易占による吉凶の判断か。紙表と紙背との関係は不明。

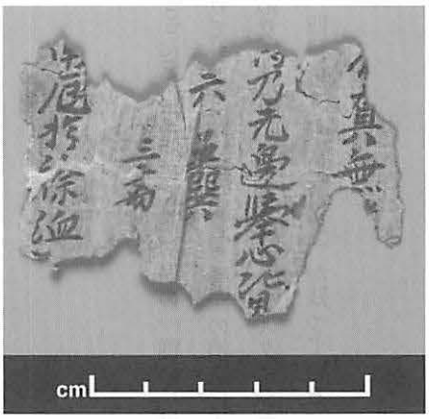

3950R

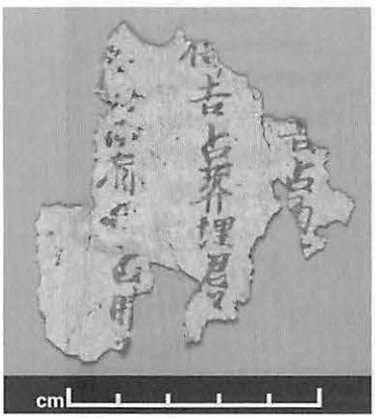

4002R

四〇〇二V　易占

朱線（六本）あり。

〔　〔　〔　

四〇一三R　地相占（相宅）

一〇五〇一Rと筆蹟同じ、同一文書の離れ。

1　〔　〕相〔形〕□〔
2　〔　〕□八月酉地善〔
3　〔　〕□念善方得□〔
4　〔　〕□□□□〔

5.5×6　集成II p. 187

一〇五〇一R　地相占（相宅）

四〇一三一Rと筆蹟同じ、同一文書の離れ。

1　〔　〕停五鬼□〔
2　〔　〕餘者相〔形〕〔
3　〔　〕□〔

3.2×4.5　集成IV p. 165

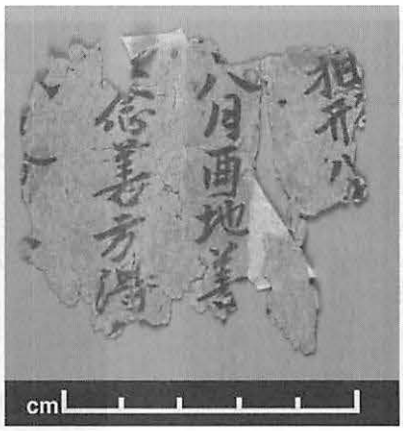

4013R



10501R

四〇五五R　天文気象占（星図）

8×2.5　集成II p. 194

壬午木　〔

癸未□〔

四四二〇R　不明占卜文書

8.5×9　集成II p. 251

1　〔　　〕[門][王]□

2　〔　　〕□厄並得

3　〔　〕□月十一月因相打於

4　〔　　〕□一世之中莫向

（紙縫）

四四二五R　天文気象占

10×4.5　集成II p. 252

罫あり。

1　〔　　〕舉發　[若]菓樹看行動有□〔

2　〔　〕飢儉?　若遍天雷聲、風起雨血〔

3　〔　　〕□懼　若月血色□〔

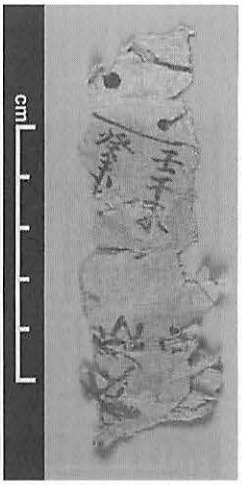

4055R

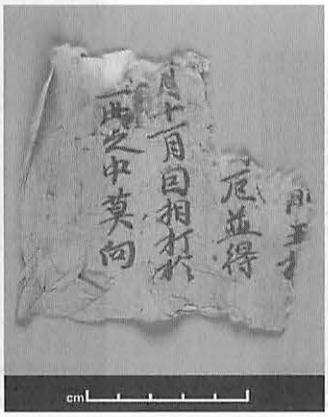

4420R

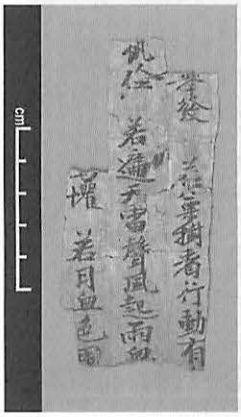

4425R

〔備考〕『大唐開元占経』巻一〇二・雷に「雷聲」、同書巻三・天占に「天雨血」の項目があり、また同書巻一一・月占の「荊州占」に「月赤如血、有死」という。いずれも日月星辰、自然現象の異常を示す。

四四九九R　不明占卜文書（六十甲子）　3.2×3　集成II p. 263

紙背と関連、同筆かどうか不明。

1　戊□〔
2　己[未]〔

四四九九V　不明占卜文書（六十甲子）

1　庚〔
2　辛[酉]〔

四七九八R　暦（具注暦）　13.2×5　集成III p. 37

1　〔　〕戊戌木□〔
2　十六日己亥木開
3　十七日庚子土開　□〔
4　十八[日]〔


4499V


4499R


4798R

〔備考〕敦煌文書には多数の暦がみえる（カリノフスキ書 pp. 85-211 参照）。たとえば、P三二四八V「乾寧四年（八九七）暦」には、三月から八月の暦に「日付、干支、五行、建除」を記し、その下に二十四節気や冠婚葬祭、治病、官途、沐浴、裁衣、農事、修繕などの吉凶が記されている（『敦煌宝蔵』は「具注暦」と呼ぶ）。大谷四七九八Vの暦も、下部に何らかの吉凶が記されている可能性がある。P三二四八Vの一部のみ挙げる

〔五月〕

十八日壬辰水開　治病蓄蒔吉

十九日癸巳水閉　蟬始鳴　塞穴吉

五〇二三V　擇日　3.5×2.8　集成III p. 100

1　〔　　〕者殃□〔

2　〔〕□□取三人□〔

3　〔〕〔寅〕日病死殃〔

4　〔〕□東(?)出□〔

5　〔　　〕□〔

〔備考〕医学書とも理解できるが、占卜文書であろう。猪飼論文 p. 98 参照。



5023V

五〇五三V　符

8.2×5　集成III p.108

1　符図　在□〔
2　子 甲子
3　□玄急々令　符図

〔備考〕一行目符図の上部にみえる「三」は、八卦の乾の記号か。



5053V

五三九八R　易占?

7.0×7.0　集成III p.160-161

罫あり。下部界線あり（五行目「宮」下）。五三九八R・Vと大谷五三九九R・Vは筆蹟同じ、同一文書の離れ。

1　〔　〕生六□〔　　〕
2
3　〔　〕分卑乱常如履虎〔
4　〔　〕樂憂事皆吉、亦是〔
5　〔　〕□恕危而門安。緣本宮
6　〔　〕子孫男女[婚][姻]禮儀[之]〔

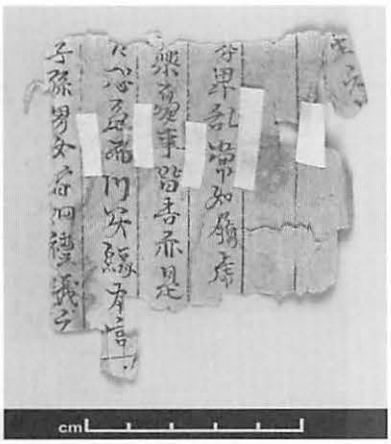

5398R

五三九八V　易占?

罫あり。下部界線あり（二行目「□」下）。紙表と筆蹟同じ、一連もの。

1　〔　〕好縁、本宮是土、世在酉〔
2　〔　〕□恍惚□悶崇在〔竈〕□
3　〔　〕□布賤、是赤色男〔子〕〔
4　〔　〕□欲至上道、占宅不□〔
5　〔　〕□作不〔成〕

〔備考〕大谷五三九八R・Vには、「履虎（尾）」（『易経』履）、「本宮」など、易占の術語がみえる。あるいは易占による占卜法か。



5398V

五三九九R　易占?　6.5×2.5　集成III p. 161

罫あり。大谷五三九八R・Vと筆蹟同じ、同一文書の離れ。また紙背と筆蹟同じ、一連のもの。

1　〔　〕□〔□戌土〕伏生□〔
2　〔　〕□人為已相□〔



5399R

五三九九V　易占？

罫あり。紙表と筆蹟同じ、一連の文書。

1　〔　　〕□〔
2　〔　〕穢汚不礼客□□〔
3　〔　　〕老〔男〕〔

〔備考〕「老男」も易占に散見する術語である。

五四一〇R　雑占　　6.0×6.5　集成III p. 164-165

罫あり。下部界線あり。紙背と筆蹟同じ、一連の文書。

1　〔　　〕九
2　〔　　〕倒魂魄常
3　〔　〕〔殃〕不済光恠



5399V



5410R

五四一〇V　雑占

罫あり。下部界線あり。紙表と筆蹟同じ、一連の文書。

1　〔　　〕□生死忌未

〔備考〕大谷五四一〇R・Vはどのような占卜法か判然としないが、「光恠」のような異常な事象を占うものか？

五四二九R　擇日（禄命）　5.0×3.0　集成III pp. 170-171

紙背と筆蹟類似、一連の文書か。

1　〔　〕婦人年廿九〔

2　〔　〕□□回〔

五四二九V　擇日（禄命）

紙表と筆蹟類似、一連の文書か。

1　[陰]陽[所]〔

2　女上属〔

〔備考〕大谷五四二九R・Vは、医学書にも類似した表現がみられる。猪飼論文 pp. 99-100 参照。



5410V



5429R



5429V

五四四二V　地相占（相宅）　8.5×13.5　集成Ⅲ p. 147

1　〔　〕□後□白虎来相〔
2　〔　〕□雀、魯班充匠、截[割]〔
3　〔　〕卜宅、東方肝□、和〔
4　〔　〕□散、各々壽命延長〔

〔備考〕大谷四〇一三R、一〇五〇一Rも相宅文書である。

五四四五R　天文気象占（天文占）　10.2×10.2　集成Ⅲ p. 175

1　〔　〕□不□〔　〕明者、兵大起
2　〔　〕□安南陽
3　〔　〕□光明者、布帛貴
4　〔　〕廣漢
5　〔　〕[光]明者、六畜賤
6
7　〔　〕□[塩]貴

〔備考〕日蝕など日月星辰の光明によって吉凶を占うものであろう。南陽、広漢の地名がみえる。天文・気象は地域によって異なるためであろう。たとえば『唐開元占經』巻一〇に、「石氏曰、九月日蝕、不見光、布帛貴。又曰衛國大悪（中略）石氏曰、十月日蝕、不見光、六畜貴。又曰、魏國魚鹽貴」とある。

五四四七V→大谷三二七七V参照。



5442V

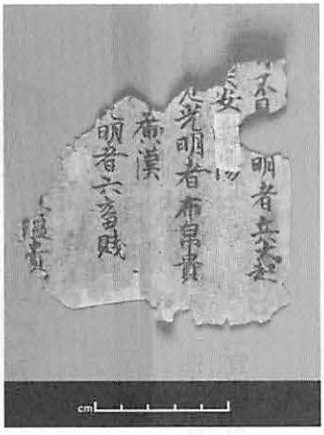

5445R

五四五三R　擇日（禄命）　7.3×6.5　集成III p.178

1　〔　〕如福[徳]上吉、迎□〔
2　〔　〕宜取東方青衣男〔
3　〔　〕□女子師吉、西方白〔
4　〔　〕□宜服[青]□宜着青〔
5　〔　〕□[十]月十一月　日忌十日□〔
6　〔　　〕□客□〔

〔備考〕大谷三二八九V・五〇五〇V・五七九〇V、大谷三二七四R・V、三二七七V・五四四七Vと同じ占卜法。P二八三〇「推人遊年八卦図」の、「离家火」「生気在震、正東」の項に「□取青衣師看病青薬□宍乾輔、大吉（略）」、「乾家金」「生気在兌、正西」の項に「宜西方白、女師持金刃并鶏白薬（略）」と、類似した占文がみえる。

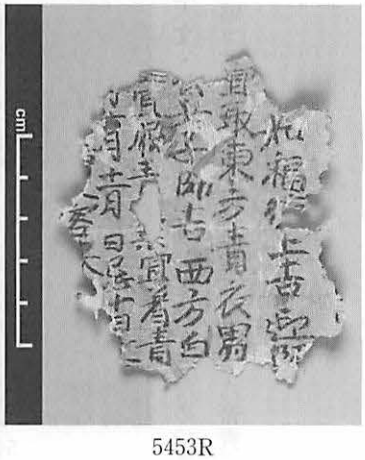

5453R

五四六四(1)R　擇日（禄命）　11.3×4　集成III p.182

紙背と筆蹟同じ。一行目「午」の前に丸印あり（○で表記）。二行目「月行」の右横に「婦吉」とあり。

1　〔　〕○午生女宜用
　　婦吉
2　一切普誦六月十二月行

〔備考〕IDP 番号：MS0464AR



5464(1)R

五四六四(1)V　擇日（禄命）？

一行目は朱筆。二行目は、紙表と筆蹟同じ。

1　□□□□事坐
2　一切普請

〔備考〕IDP 番号：MS05464AV


5464(1)R

五四六八①R　擇日　5×3.5　集成Ⅲ p. 184

罫あり。三行目「□」の横に「九」とある。

1　〔　　〕□□〔
2　〔　〕二月不宜[東]□〔
3　〔　〕□九戌日戌時〔

〔備考〕IDP 番号：MS05468R5


5468①R

五四六八④R　雑占　　5.2×2.8　集成Ⅲ p.184

1　〔　〕□□□□〔
2　〔　〕□娶吉、占失□〔

〔備考〕婚姻、失物などの占トか。IDP 番号：MS05468R5

五四六八④V　雑占？

罫あり。上部に画像らしきものあり。

1　□□□［占］〔
2　已難得占□□〔

〔備考〕IDP 番号：MS05468V5

五四六八⑥R　雑占？　　6.0×2.5　集成Ⅲ p. 184

1　〔　〕自還、占宅太［吉］□〔

〔備考〕相宅文書か？IDP 番号：MS05468R7

5468④R

5468④V

5468⑥R

五四六八⑯V　不明占卜文書　　4.0×3.0　集成III p. 185

1　〔　　〕□大吉
2　〔　　〕□〔

〔備考〕IDP 番号：MS05468V16



5468⑯V

五四七一(1)R　不明占卜文書？　　6.0×5.0　集成III p. 187

罫あり。

1　〔　〕在庚　□□〔
2　〔　〕□[属?]老方富貴、經云〔
3　〔　〕[梁]儀□端政　□〔
4　〔　　〕車(?)〔

〔備考〕占卜文書か。あるいは禄命か。

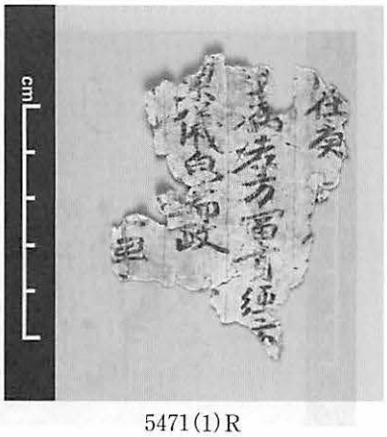

5471(1)R

五四七一(1)V　天文気象占（星図）

1　　〕□水〔
2　赤　丁未　〔
3　●●　戊申　土高〔
4　　巳酉
5　〕［兌?］☵□　［庚］戌　金□〔



5471(1)V

〔備考〕星図の周囲に干支および五行を配す。五行目の上部に「巽」の記号がみえる。四行目「巳」は「己」の誤記であろう。干支、五行、八卦は方位を示すものか。二行目「赤」は角宿の「赤星」、一名「霊星」か。

五〇五〇V　→大谷三二八九V参照
五四八九V　→大谷三二八九V参照
五七九〇V　→大谷三二八九V参照

八〇九二R　天文気象占（星占）　10.7×15.0　集成III pp. 133-134

罫あり。『図譜』下・経籍(2)―(4)（吐峪溝出土）。下部は双行注の形式。

1　〔　　〕期甘日有〔兵〕〔
　　罷有憂〔國〕〔
2　〔　〕□附耳星　兵起〔將〕〔
　　有憂不〔免〕〔
3　〔　〕□入守觜　子婦母君〔
　　臣和同
4　〔　〕辰星干犯守觜□〔
　　□〔
5　〔　〕□參　貴臣黜、辰守參、伐□〔
　　胡入塞移〔
6　〔　〕□〔

〔備考〕『図譜』は「開元占經略出」とするが、現存の『開元占經』には「附耳星」がみえず、内容がやや異なっている。ただし、共通した文言もみえる。たとえば『開元占經』巻五六「辰星犯參七」に、「甘氏曰、辰星犯乘參、貴臣黜」とある。

一〇三八九R　符

4.5×1.9　集成Ⅳ p. 151

上部界線あり。符図の一部のみ残存。



10389R

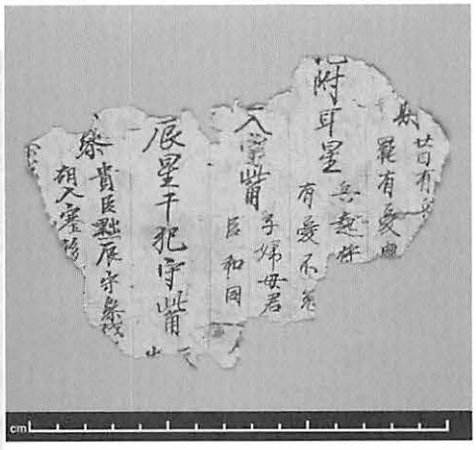

8092R

一〇四五七R　天文気象占（星占）　4.6×4.2　集成IV p. 159



10457R

1　〔　〕□翼□角亢参
2　〔　〕畢房斗女觜婁□〔
3　〔　〕［此］二七宿載□〔
4　〔　〕若□□□不合□〔

（備考）二十八宿による占トであろう。

一〇五〇一R　→大谷四〇一三R参照

LM1523-5-44　不明占卜文書

図版：『西域文書研究』p. 190

1　〔　〕癸卯年十月十日［新］□□〔
2　〔　〕□□〔

LM1523-6-61　不明占卜文書（禄命？）

図版：『西域文書研究』p. 190

1　〔　〕□雨□〔
2　〔　〕□
3　〔　〕木命女□〔
4　〔　　〕□〔

LM1523-13-123　擇日

図版：『西域文書研究』p. 190

1　〔　〕□[語]恵□〔
2　〔　〕辰巳午〔
3　〔　〕九十十一〔
4　〔　〕腹多行〔

LM1523-13-128 ⟶大谷三七四七R参照

〔附〕　大谷文書中の道経写本断片〔補遺〕

三五七九R　性質不明文書　9.5×6.8　集成III P. 126

罫あり。

1　〔　　〕□求□〔
2　神擁護、五八卌感得〔
3　耗、命終之後得生□〔
4　〔　　〕次受□〔


3579R

〔備考〕「□神擁護」「五八四十」「命終之後得生」などという表現は道教経典、仏教経典に散見する。たとえば、『太上洞玄靈寶業報因緣經』巻二に「一切有情、命終之後得生、快樂天宮云々」とある。ただし、字体は占卜文書に多くみられるものであり、あるいは占卜文書の一部の可能性もある。

四四七〇R　道教関係文書　5.5×5　集成II p. 256

罫あり。別片貼附。

1　〔　〕□五篇真〔文〕〔
2　〔　〕得上升〔
3　〔　〕宮〔


4470R

〔備考〕「五篇眞文」は道教経典に散見する。たとえば『元始五老赤書玉篇眞文天書經』巻下に「靈寶五篇眞文、施一十四福、福報如之」（一一a～一二a、道蔵二六冊）と述べて、十四ヶ条にわたって自己の昇仙、祖先救済などの功徳を説く。「五篇眞文」は五方神の名を冠する「赤書玉篇眞文」をいい、篆文で示される。

四九七〇V　太上老君說常清靜經註　4.2×17.0　集成Ⅲ p. 81

『太上老君說常清靜經註』（二四b～三五b、道蔵五三三冊）。下書きであろう。一行の字数は不明。圏点あり（「。」で示す）。八行目「妙」のみ「、」。その他の読点「、」は筆者によるものである。

1　〔金闕帝君受之於西王母、西王母〕［皆］
2　〔口口相傳、不記文字、吾今〕［於］世［書］
3　〔而録之、上士悟之、昇〕［爲］天官。中士
4　〔悟之南宮列仙、下士得〕［之］在世長
5　〔年、遊行三界、昇入金門〕
6　〔左玄眞人曰、學道之士〕持誦此［經］
7　〔即得十天、善神擁護〕。其人然後
8　〔玉符寶神、金液錬形、形神〕俱妙、與
9　〔道合眞〕
10　〔正一眞人曰、人家有此〕經。悟［解］
11　〔之者、災障不干、衆聖〕護門。神
12　〔昇上界、朝拜高尊、功〕滿得就
13　〔相感帝君、誦持不〕［退］。［身］［騰］［紫］



4970V

〔校合〕道蔵本と校合。一二行目「得」→「徳」。

〔備考〕道蔵所収の『太上老君說常清靜經註』は七本ある（いずれも道蔵五三二冊）。大谷四九七〇Vは仙人葛玄、左玄真人、正一真人がこの「清靜經」の功徳を讃述した部分。この讃が掲載されているのは、註者不詳の『清靜經註』傳經證道品「心　常清靜經」の註、毛麾序・侯善淵註『太上老君說常清靜經註』の末尾、杜光庭註『太上老君說常清靜經』の末尾、王玠註『太上老君說常清靜妙經纂図解註』「眞人讃」の四本である。『清靜經註』は元代、侯善淵註は金代、杜光庭註は唐末、王玠註は宋代のものである。杜光庭註は仙人葛玄、左玄真人、正一真人の讃にさらに註を付けたもの。杜光庭の用いた『太上老君說常清靜經』にはすでに「眞人讃」が附されていたことになる。ここでは、とりあえずもっとも古い杜光庭註本の本文による。

五〇五〇R　太上洞玄靈寶眞文度人本行經　7.4×9.5　集成Ⅲ p. 107

・大谷三二八九R、五七九〇R『靈寶眞文度人本行經』と筆蹟同じ、同一文書の離れ。罫あり。

・道蔵未収。『一切道經音義妙門由起』「明經法第六」に引く『靈寶眞文度人本行經』（二七a三行～一八行、道蔵七六〇冊）に同文あり。

1　〔五嶽九宮飛仙〕神仙地〔仙〕〔無億之數、皆是後〕

2　〔學積業〕〔所〕致。或生而篤〔好〕、〔身建大功、施惠布德、〕

3　〔脩奉經〕〔戒〕、勳名〔徹〕天、以〔成〕〔眞人。或先身有慶、〕

4　〔福流今生、因〕〔緣〕宿命、以得〔神仙。諸是學者、大〕

5　〔受經業、供養三寶。或〕〔見〕世〔飛騰、周旋空虚、或〕

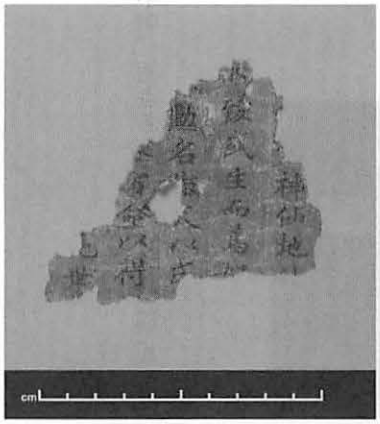

5050R

〔備考〕『太上洞玄靈寶眞文度人本行妙經』は散佚し、『無上秘要』『雲笈七籤』『一切道經音義妙門由起』などの引用部分と、敦煌文書に一部の写本が残存するのみである。大谷三二八九R、五七九〇Rは『無上秘要』巻一五衆聖本迹品中に引く『度人本行妙經』の「元靈元老君」「皓靈

黄老君」「南極尊神」の来歴を述べた部分の写本断片。大谷五〇五〇Rは、『妙門由起』「明經法」にみられるように、真人・神仙（飛仙、神仙、地仙）になる方法を述べたもので、かなり内容が異なっているが、筆蹟が同じであり、『無上秘要』に引く『度人本行經』と『妙門由起』に引く『度人本行經』は、同じ巻の一連の経文であった可能性がある。〔参〕大谷三二八九R、五七九〇Rについては都築論文 p. 92-93.

大谷 3289R と大谷 5050R

図1　文字の比較



左：大谷 3289R「世」
右：大谷 5050R 5行目「世」



左：大谷 5050R 1行目「地」
右：大谷 3289R「也」

図2　文字の重ね合わせ



同一筆蹟



左「地」の旁と右「也」が一致、同一筆蹟

大谷 5790R と大谷 5050R

図1　文字の比較

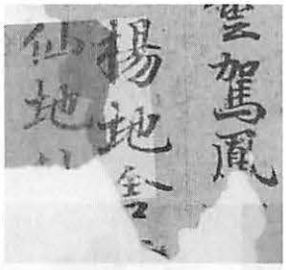

左：大谷 5050R 1行目「地」
右：大谷 5790R「地」



左：大谷 5790R「名」
右：大谷 5050R 3行目「名」

図2　文字の重ね合わせ



同一筆蹟



大谷 5050R が少し大きいがほぼ一致

※筆蹟の比較の技術、図版の作成については、本学の「古典籍デジタルアーカイブの研究」班・江南和幸氏（本学理工学部名誉教授）の全面的な御協力を得た。ここに感謝したい。

八一〇一R　道教関連文書　5.5×5.2　集成III p. 237

『図譜』下・経籍(6)-(2)、吐峪溝出土。二重線の枡目を書き、一枡に一文字を入れている。〔備考〕『図譜』には「唐人書元始符」とある。道教では篆文に似た記号を作成して神々の啓示とした。符としても用いられた。



8101R

八一一六R　元始五老赤書玉篇眞文天書經　12.5×4.0　集成III p. 242

・罫あり。ただし、文字は双行である。LM20-1453-18-05と筆蹟同じ、同一文書の離れ。

・『元始五老赤書玉篇眞文天書經』巻上、二五a、六行～一〇行、道蔵二六冊。「西方白帝靈寶七炁天文化生黒帝炁」と題して篆文を組合わせた符が描かれており、その説明の部分である。

1　〔右〕少陰之氣、化生太陰五〔氣〕、〔玄天主小劫、亥、〕

2　〔大劫、子。陽氣〕〔之〕極、百六乘九、〔黒帝行佩此文〕、



8116R

〔備考〕『高上玉皇本行集經』巻中「西方白帝符」（道蔵二三、二四冊）にもほぼ同文あり。「右少陰之炁、化生太陰五炁、玄天主小劫中太劫酉、陽炁極、百六乘九、黒帝行佩此文、度甲申大水洪災。符如前式、當以黒筆書于白繪七寸上、佩身」。

LM20-1453-18-05　元始五老赤書玉篇眞文天書經

・罫あり。大谷八一一六Rと筆蹟同じ、同一文書の離れ。図版：『選粋』p. 203, 同定については p. 237.

・『元始五老赤書玉篇眞文天書經』巻上、二四b、三行～五行。「西方七寶金門皓靈皇老七炁白天赤書玉篇眞文」と題する篆文の説明である。

1　[素][靈][宮][北][軒][之][上][主][召][仙][炁][其]〔下二十四字題〕

2　金闕之玄窓、主攝白帝星官、正明[天]〔度。其下十〕

3　六字、攝六天鬼炁、其下卅八字、[主][攝]〔四海水帝〕

〔備考〕『無上秘要』巻二六靈寶符效品に「洞玄元始五老赤書玉篇經下」からの引用としてほぼ同文あり。〔参〕『選粋』p. 237,『西域文書研究』p. 239. なお、『選粋』、『西域文書研究』は、『無上秘要』によって巻下とするが、道蔵本では巻上にある。

〔校合〕道蔵本と校合（下部が道蔵本）。

三行目三字目「攝」→「主攝」

一〇二二八R　道教関係文書？　　5.1×3.9　集成Ⅳ p. 129

附着物あり。紙背と筆蹟類似、あるいは一連のものか。

1　〔　〕[真]仙□〔

2　〔　〕□岳[還]□□〔

3　〔　　〕□〔



10228R

一〇二二八V　道教関係文書？

附着物あり。

1　〔　〕□〔
2　〔　〕仙真名號□〔
3　〔　〕□清□〔

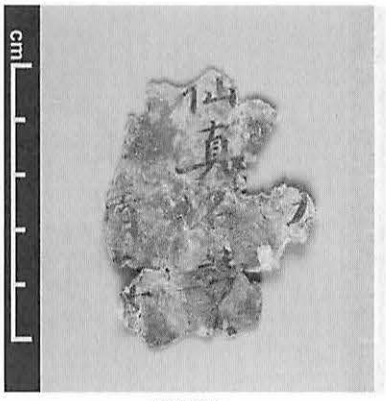

10228V

〔旅順博物館蔵道教経典写本〕

LM20-1464-21-13　太上靈寶諸天内音自然玉字

・『太上靈寶諸天内音自然玉字』巻四、二三a八行～九行、道蔵四九冊。

・図版：『選粋』p. 203

1　〔復受滅度、上昇南宮、朱陵度我命籍、三〕［界］［書］［我］
2　〔功名、周流十方三十二天、交遊上〕［聖］、為太上之
3　〔賓、十年還在人中、身作師宗、宣〕通法音、開度

（紙縫）

LM20-1467-20-03　太上業報因縁經

・『図譜』下・経典（四八）右に所収。『図譜』に掲載された図版が残るのみで原本は所在不明だったが、旅順博物館に所蔵されていることが

判明した。同定、録文、校合については、都築論文 p. 85 参照。

・図版：『選粋』p. 203, 図版・録文：『西域文書研究』p. 239.

LM20-1499-19-04/LM20-1465-02-03/大谷 4395R/LM20-1498-36-02＋LM20-1498-32-05＋LM20-1498-32-04　太上洞玄靈寶昇玄内教經

・罫あり。LM20-1498-36-02, 1498-32-05, 1498-32-04 は綴合（『選粋』p. 203, p. 237 参照）。旅順文書はいずれも筆蹟同じ、大谷文書は旅順文書とやや筆蹟が異なるようである。ただし、大谷文書も「太上太上」を「太太上上」と表記するなど、旅順文書と同系統のテキストの写本であり、また LM20-1465-02-03 の文に連続する。とりあえず、一連のものとする。

・道蔵未収、P二七五〇＋P二四三〇『太上洞玄靈寶昇玄内教經』巻九「無極九誡品」五四行～八六行（大淵忍爾『敦煌道経　図録編』福武書店、一九七九年、pp. 269-270）、『無上秘要』巻四六・昇玄九戒品「昇玄九戒（出昇玄内教經巻第九）」（六a八行目～六b一行目）。ペリオ本により補う。

・図版：『選粋』p. 203（綴合も表示）。大谷四三九五Rは都築論文 p. 95.

＊P二七五〇＋P二四三〇を底本とする

1　［物］、［拾］〔取施、執持兵器、興用非法。不知動入〕　**1499-19-04**

2　罪［冈］、不〔能自覺手過之罪、罪之莫大、不自手〕

3　犯、不得教令於［人］。〔攝意持戒、終身奉行。是吾〕

4　太太上上［太］〔一第四誡也〕。

5　第五［誡］［曰］、［目］〔不得視非道非法非義、榮華容〕

6　［餚］、［淫］〔視女色、照曜盈目、貪欲洋溢、綺麗珍寶〕、

（略）

1　[上]上太一[第]〔六誡也。〕　1465-02-03

2　[第][七][誡]曰、鼻不[得]〔貪香惡臭、妄察善惡。不知〕

1　[動][入]〔罪網、不能自覺鼻過之罪、罪亦爲次、不〕　大谷 4395R

2　自鼻犯、不得教令[於]〔人。攝意持誡、終身奉行〕。

3　[是]吾太太上上太[一]〔第七誡也〕。

4　第八誡曰、[足][不][得]〔妄蹈非義、不踐非法、不涉惡〕

〔履非妖淫境界、不知動入罪網、不能自覺足〕

1　〔過之罪、罪亦為次。〕[不]自足犯、不得教令[於]〔人。〕　1498-36-02

2　〔攝意持誡、終身奉行。是〕[吾][太][太][上][上][太][一][第]〔八〕

3　〔誡也。〕

4　〔第九誡曰、身不得放清〕任意、彊〔興神器、攻非其〕　+1498-32-05

5　〔敵、精散神消。三炁亡〕[逸]、放情縱恣。无有[厭]〔足、〕　+1498-32-04

6　〔不知〕[動]入罪冈、傾宗滅族、不能自覺、如斯[之]〔罪、〕

7　〔罪之〕莫大。不自身[犯]、不得[教]〔令於人。攝意〕

8　〔持誡、〕[終][身][奉][行]。[是]吾[太]太上上太一第九〔誡〕

〔校合〕ペリオ本と校合（下部がペリオ本）

1499-14-09：二行目「冈」→「網」、四行目「太太上上」→「太上太上」、**1465-02-03**：一行目「上上」→「太上」、大谷 **4395**：三行目「太太上上」→「太上太上」、**1498-36-02**+**1498-32-05**+**1498-32-04**：二行目「太太上上」→「太上太上」、六行目「冈」→「網」、八行目「太太上上」→「太上太上」

〔備考〕『太上洞玄昇玄内教經』については、山田俊『唐初道教思想史研究―『太玄眞一本際經』の成立と思想―』（平楽寺書店、一九九九年）に、ペリオ文書を底本として『無上秘要』、『要修科儀戒律鈔』と校訂した輯本がある。

LM20-1470-22-01＋大谷 8104R　太上洞淵神呪經

・一二行目で綴合。罫あり。上部界線あり。紙縫あり。吐峪溝出土。

・道蔵本『太上洞淵神呪經』巻六、四b一〇行～五b一行、道蔵一七〇―一七三冊、S〇九三〇　『太上洞淵神呪經』巻六晉祥品、六八行～九〇行（大淵図録編 pp. 538-539）、スタイン本を底本とする。

・図版、同定、綴合関係は『選粋』p. 208. 大谷八一〇四Rは、『図譜』下・経籍（7）、都築論文 pp. 101-102 参照。

1470-22-01

1　道言復有廿万〔赤〕〔索〕〔鬼、鬼王自首領卅九萬〕
2　汝鬼、春来取男〔子〕、〔秋若取人女子、冬便取小口〕
3　夏来取老公。壹日〔在〕〔水中、暮来伺人家、或取〕
4　六畜〔牛〕馬、行其火〔毒〕、〔令人家貧窮疾病、病不〕
5　可治、日日来取人。〔自〕〔今以去、汝速馳走、若今〕
6　不去者、汝各頭〔破〕〔作〕〔十二分、鬼王被誅也。〕
7　道言、中國甲子之旬有〔白〕〔下鬼三万頭。鬼王〕
8　名赤都、遊逸天下、行七十八〔種〕〔病。病不可治、〕
9　令人狂走妄語、下痢臃腫下〔血。血出而〕
10　死、氐息不定、烏鵲遶人宅中、〔此〕〔則鬼也。亦令〕
11　〔天〕下国主大〔臣〕暴死、死不以理、〔男女多重病。〕

12 〔自〕[今][以][去]、汝等鬼[王]、攝汝鬼〔兵、不去者汝死〕
13 [頭]破作卅八分矣　大谷 8104R
14 〔道〕[言]、甲戌之年、有赤壁鬼。[鬼]〔身長八千丈、卅〕
15 九万億人為一群、化為大魚、[魚]〔長七丈二尺〕
16 [三]寸者。化為飛鳥百万、而飛行〔天下、行卒死〕
17 [之]炁、令天下兵起、犯人刑獄、口〔舌妄来、門門〕
----------(紙縫)----------
18 [病]痛。此鬼等所為。鬼王怨珠、急[摂]〔汝下兵。自〕
19 今[以]後、斥走万里、若不去者、汝[等]〔頭破作三〕
20 〔千〕[分][矣]
21 [道]言、甲午之旬年、中圀有黄[牛]〔鬼。鬼王名赤〕
22 〔石〕、[領][馳]則赤[頭]鳥[九][千][万][人]、[入]〔人宅中、取人〕
23 〔小口〕[老]〔人、行万種病、病炁重多。土公雲中、自〕

〔校合〕スタイン本と校合

二行目「汝」→「女」、四行目「火」→「大」、六行目「汝各各」→ナシ、九行目「痢」→「利」、一三行目「卅」→「卅」、一六行目「飛行」→「飛飛」、一七行目「犯人」→「死入」、一八行目「所為」→「也」、「珠」→「朱」、一九行目「若」→ナシ、二二行目「鳥九」→「鳥丸」、二一行目「圀」→「國」(「圀」は「國」の則天文字であるが、「年」「天」「人」は則天文字を使用しておらず、「圀」は異体字として用いられたのであろう)。

〔参〕大淵忍爾『敦煌道經　目録編』(福武書店、一九七八年、p. 273)に『図譜』に言及。

LM20-1494-23-01　洞玄靈寶長夜之府九幽玉匱明眞科

・野あり。

・『洞玄靈寶長夜之府九幽玉匱明眞科』四a、八行～四b、七行、道蔵七七冊。

・図版：『選粋』p. 203

1　〔無倦怠持齋、服御吐納、自練積功〕、〔布〕徳名書、
2　〔上清致得尸解、下仙遊行五嶽、後生〕人中、更
3　〔受經法、爲人宗師、轉輪道備、克得上〕仙、白日
4　〔飛行、位及高眞〕。
5　〔明眞科曰、生世錬眞、服御神丹、五石〕鎮生神
6　〔室五宮功、微徳任俠、運未昇天、身受滅〕〔度〕而骸
7　〔骨芳盈、億劫不休、須臾返形、便更〕〔受〕、還生
8　〔爲人中、智慧聰達、逆知吉凶、運通徹視、役〕使鬼

〔校合〕道蔵本と校合

七行目「還生」→「生還」